委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事)市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県	
3. 市区町村名	仙台市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sendai.jp/joho-kikaku/shise/security/johoka/hosho/index.html	

執行機関名 仙台市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		仙台市個人番号の利用に関する条例別表第一 一の項 心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)第 1条	仙台市心身障害者医療費の助成に関する規則(昭和47年仙台市規則第62号)第1 条
	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、 <u>精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給</u> するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第一条 この担則は、心良陪宝老に対する医療费の助成に関し必要が東頂を完
⑦独自利用事務の関連規範		仙台市心身障害者医療費の助成に関する規則(昭和47年仙台市規則第62号)